



答 申 書

平成21年12月7日

愛荘町長 村西俊雄 殿

愛荘町情報公開・個人情報保護審査会

会長 脇岡勇夫

平成21年10月30日付け愛税第199号により、愛荘町情報公開条例第19条第1項に基づいて諮問のあった事項について、当審査会の委員の審議に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

第1 答申意見について

平成21年9月11日付け愛税第168号による公文書非公開決定（以下「甲処分」という。）及び同年10月16日付け愛税第189号による公文書非公開決定（以下「乙処分」という。）については、いずれも取消すのが相当である。

第2 理由

1 甲処分及び乙処分の概要

① 甲処分について

ア、請求者から平成21年8月30日付けで公文書公開請求がされ、請求にかかる公文書の名称または内容として、次のように表示されていた。

平成19年度、20年度の同和対策固定資産税減免措置に関する次の文書

- 減免対象資格の要件、事務手続きについて記載された書類（要綱、要領、マニュアル等）

○ 減免対象地域

○ 減免が行われた件数、総額等の統計資料

イ、上記請求に対して、平成21年9月11日付けで公文書非公開決定をしたが、その処分の理由は、「本件対象文書は存在しない。」というものであった。

② 乙処分について

ア、請求者から平成21年10月2日付けで公文書公開請求がされ、請求に係る公文書の名称または内容として、次のように表示されていた。

同和対策固定資産税減免措置に関する一切の文書

イ、上記請求に対して、平成21年10月16日付けで公文書非公開決定をしたが、その処分の理由は、「本件対象文書は存在しない」というものであった。

2 異議申立ての概要

上記両処分に対して、平成21年10月22日付けで異議申立てがされたが、その概要は次のとおりである。

① 申立の趣旨

甲乙両処分を取り消す。

公文書公開請求に係る公文書を特定し、改めて相当な決定を行う。

② 申立の理由

ア、同和対策固定資産税減免対象資格の要件、事務手続きについて記載された書類（要綱、要領、マニュアル等）について

平成20年3月愛荘町議会定例会議議事録によれば、税務課長が議会において、固定資産の同和対策減免については、昭和53年から固定資産税の減免をしていること、平成20年度から新たなスタートとして時限的・段階的に同和対策減免の激変緩和を行うべきと考えていること、平成19年度の固定資産税の減免の額については402件・1770万円程度にな

っており平成20年度も同額であること等と答弁している。

以上の答弁からすると、愛荘町においては、約30年にわたって約400件もの固定資産減免をしてきたことが明かであり、これを減免の要件や事務手続き等を文書化せずに行ってきたというのは不合理である。

例えば、対象住民への説明資料、申請書類の雛形などが存在するのが当然である。

イ、減免対象地域について

平成18年12月の愛荘町議会定例会議議事録によれば、同和対策固定資産税減免について、議員から「固定資産税の減免対象者を町内全域に広げること」が要求されており、対象地域が限定されていることが明かであり、限定されているとすれば対象地域が文書として定められているのが当然である。

ウ、減免が行われた件数、総額などの統計資料

上記のとおり税務課長が平成19年度、20年度の同和減免の件数と金額を具体的に答弁しているのであるから、その統計資料がなければ、このような答弁は不可能である。

エ、乙処分に係る公開請求について

甲処分後に請求した公文書公開請求は、対象文書を明確にしようとの趣旨で請求したものであるにもかかわらず、担当者からは何の連絡もないのであり、愛荘町が保有している文書情報の提供がされないのは不当である。

3 愛荘町における同和対策固定資産税減免の事務の流れについて

当審査会は、愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例第6条に基づき、担当職員から、同和対策固定資産税減免の事務についての説明を受けると共に関係資料の提示を受けたが、それによると同和対策固定資産税減免の事務のながれは次のとおりであることが認められた。

- ① 同和対策固定資産税減免の措置は、昭和53年頃から実施されており、そのころには、これに関する要綱ないし要領が記載された公文書が存在していた可能性もあるが、現在、そのような文書が存在していたことの確認はできず、これに関して事務手続等を記載した公文書の存在は確認されていない。
- ② 固定資産税減免に関する公文書としては、平成12年度からの各年度の固定資産税減免者一覧表が電磁的記録（公文書A）として保存されており、当該記録は、世帯識別（個人番号）・名前・住所・減免率・土地減免率・家屋減免率・償却減免率・減免開始年月がデータ保存されているが、それぞれ、減免理由ごとに生活保護減免・同和対策減免・営農組合減免とコード化されてデータ化されているものである。
- ③ 担当部局においては、毎年度当初において当年度の固定資産税賦課決定に係る回議書（公文書B）を起案し、町長の決裁を経ているが、そこで当年度の減免税額が決定されており、同和対策固定資産減免率は例年50%とされており、当年度の減免税額は上記3種類の減免理由によるものの総額が決定されており、その内訳までは記載されていない。
- ④ 担当部局においては、上記賦課決定の決裁が終了した後に、前年度分の公文書Aに記載されている固定資産減免対象者に当該年度の「固定資産税の同和対策減免申請書」の用紙（公文書C）を送付し、これに応じて申請のあった者に対して、愛荘町税条例第71条第1項第4号に基づき、同和対策減免の措置を行っている。そして、当該年度の固定資産減免の実績については、公文書Aにデータとして保存されている。
- ⑤ したがって、同和対策固定資産税減免に関する基本データとしては、公文書Aであり、これによって減免対象者を特定しているものと認められる。
- ⑥ なお、同和対策固定資産税減免の措置に関しては、平成20年12月9日付け起案、同月12日付け決裁にかかる「固定資産税の同和対策減免の廃止について」と題する回議書（公文書D）が存在し、この決裁に基づいて、平

成21年5月14日付けの「平成21年度固定資産税の同和対策減免申請について（お知らせ）」と題する書面（公文書E）が納税義務者宛てに送付されている。

- ⑦ 平成20年3月愛荘町議会定例会議において税務課長が答弁した平成19年度、平成20年度の固定資産の同和対策減免の件数及び金額は、公文書Aのデーターをそれぞれカウントして集計した上で答弁したものであり、減免の件数や総額等を統計資料として整理したものは存在しないとのことである。

4 当審査会の意見

① 甲処分について

上記の同和対策固定資産税減免の事務の流れによれば、少なくとも、平成19年度及び平成20年度についての公文書B及び公文書Cは申請者が公開を求めた「平成19年度、20年度の同和対策固定資産税減免措置に関する事務手続きについて記載された書類（要綱、要領、マニュアル等）」に該当する公文書と認めるのが相当であり、公開請求がされた対象公文書が存在しないとの理由で非公開決定をした甲処分は相当ではないので取消するのが相当と判断する。

本件甲処分を取消したうえで、改めて、上記公文書について情報公開条例第7条の要件に照らして公開すべき公文書か否かの判断をするのが相当と考える。

② 乙処分について

乙処分に係る公文書公開請求は「同和対策固定資産減免措置に関する一切の文書」と記載されているところ、当該請求は、概括的であり必ずしも同条例第6条第1項第2号に定める「当該公文書を特定するために必要な事項」の記載があるとは認めがたいことは理解できる。

しかし、同条例第6条第2項によれば、文書の特定がされていないものと判断したときには、実施機関はその補正を求めることができるものとし、そ

の際には、請求者に対して補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとされている。

そうすると、上記の同和対策固定資産税減免の事務の流れによれば、少なくとも、公文書Aないし公文書Eの文書は、「同和対策固定資産減免措置に関する文書」と認めるのが相当であり、対象公文書が存在しないとの理由で非公開決定をした乙処分は相当ではないので取消すのが相当と判断する。

少なくとも、実施機関としては、公開請求に係る公文書の特定が不十分であるとすれば、これらの公文書の存在を参考情報として請求者に提供したうえで、補正を求めるのが相当と考える。

以上